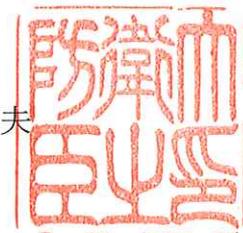




防地地（防）第408号
令和2年9月30日

鹿児島県西之表市長
八板 俊輔 殿

防衛大臣 岸 信夫



「馬毛島における施設整備」に関する質問について（回答）

西企第103号（令和2年8月31日）により照会された標記について、別紙
のとおり回答します。

添付書類：別紙

【質問 1】

沖縄返還後、日米地位協定第 2 条第 4 項 b を根拠として新たに設置した施設があるか。

1. 沖縄復帰後、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第 2 条第 4 項（b）の規定により、米軍が一定の期間を限って使用する施設・区域として、我が国が新たに整備した施設は、例えば、次の事例があります。

米軍再編の種類	整備場所	整備内容	備考
訓練移転	航空自衛隊 新田原基地	隊舎の一部	平成 24 年 1 0 月に提供
KC-130 のローテーション展開	海上自衛隊 鹿屋基地	駐機場の一部	平成 30 年 7 月に提供
普天間飛行場の緊急時における受入機能	航空自衛隊 新田原基地	駐機場、燃料タンク、弾薬庫、庁舎及び倉庫	令和 4 年度までに滑走路延長を 除き完成予定
	航空自衛隊 築城基地	駐機場、燃料タンク、弾薬庫、庁舎、倉庫及び滑走路延長	

2. なお、上記のほか、新たに土地を取得して、日米地位協定第 2 条第 1 項（a）の規定により、米軍が使用する施設・区域として提供したものは、例えば、次の事例があります。

米軍再編の種類	施設・区域	提供内容	備考
空母艦載機の厚木から岩国への移駐	岩国飛行場	土地：約 75.5 ha	平成 29 年 2 月 に提供
Xバンド・レーダーの配備	経ヶ岬通信所	土地：約 3.6 ha	平成 25 年 12 月及び平成 29 年 8 月に提供

【質問2】

「①陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設」について、
(1) 陸海空自衛隊が訓練・活動を行っている既存施設を列挙されたい。

1. 陸海空自衛隊が訓練・活動を行っている既存施設は、営舎施設、演習場施設、射撃場施設、訓練場施設、港湾施設、飛行場施設、着陸場施設、通信施設など多岐にわたるため、網羅的なものではありませんが、代表的な施設は付紙第1のとおりです。

【質問3】

「①陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設」について、
(2) 既存施設の利用・改善と比べ、馬毛島で実施する訓練・活動の優位性、必要性は何か。

1. 自衛隊の使命は、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くことであり、自衛隊の行う訓練は、この使命を果たすため、必要な戦術・技量を維持・向上させるために十分に行わなければならないものです。
2. しかしながら、そもそも我が国の国土は狭隘（あい）であり、自衛隊の訓練施設が十分にあるわけではなく、既存施設にも多くの制約があります。そうした環境を前提に、自衛隊の各部隊は、現在、米国等の国外の訓練場を活用することも含めて、様々な工夫を行うことで戦術技量の維持向上に取り組んでいます。このような中、馬毛島に新たな訓練施設を整備することは、我が国の防衛に万全を期すために非常に意義のある取組です。
3. その上で、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛省は、南西地域及び島嶼（しょ）部の防衛体制の強化に取り組んでいます。
4. 防衛省のこれまでの取組の結果、与那国島、石垣島、宮古島、奄美大島等への部隊の配備が進行中です。
一方、これらの地域には、一定以上の規模の訓練施設及び補給施設を新たに整備できていません。
5. 馬毛島については、
 - ・ 島であるという地理的特性を生かし、飛行場施設と港湾施設の双方を整備することで、島嶼防衛のための実践的な訓練を行い得ること
 - ・ 住宅地の所在する種子島まで約10kmと離れており、住宅地が飛行場に隣接する既存施設と比べれば、地域の方々に与える騒音等の影響を限定できるため、より広範な訓練を実施できる可能性があることなどの優位性があると考えています。

【質問 4】

「①陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設」について、
(3) 例示訓練で米軍が実践(自衛隊との合同訓練を含む。)する可能性のある訓練はどれか。

1. 米軍が実施する訓練については、日米共同訓練も含め、現時点でFCLP以外に計画はありません。

【質問5】

「①陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設」について、
(4) 例示訓練の具体的な内容や必要な施設(参加人員、場所、期間、騒音等の被害等)を他地区の事例等も参考に教示願う。また、資料で示す訓練以外の装備品を使用した訓練とは、どのような訓練を想定しているのか。

1. 例示訓練の具体的な内容等については、下記のとおりですが(※)、参加人員や期間については、実施する訓練の個別具体的な規模によって異なります。

(※) あくまで、これまでの訓練実績を踏まえた現時点での検討状況であり、また、他地区の事例を基にイメージしやすいよう単純化したものであるため、その細部については今後変更が生じる可能性があることを御了承ください。

2. 訓練に伴う航空機騒音については、今後、環境アセスメントにおいて予測・評価を行い、必要に応じて実際の騒音状況を把握し、適切な対策を行います。防衛省としては、訓練による影響に対して取るべき措置について、引き続き、検討してまいります。いずれにせよ、航空機騒音や漁業等への影響を最小限にとどめるよう、適切に措置してまいります。

3. また、「馬毛島における施設整備」でお示しした訓練以外の装備品を使用した訓練については、現時点で物糧傘投下訓練を考えています。今後、検討をさらに進め、その他の訓練の所要があれば、適切な形で御説明させていただく考えです。

【例示訓練の具体的な内容等】

○連続離着陸訓練について

1. 「連続離着陸訓練」とは、航空機が連続して滑走路の離着陸を行う訓練のことであり、いわゆるタッチアンドゴーと呼ばれる動作を繰り返す訓練です。

2. 各航空基地で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

3. なお、米軍が行うFCLPにおいても、連続して滑走路の離着陸を行います。当該訓練については、硫黄島における訓練実績を踏まえると、10日程度で短期集中的に、日中から深夜3時頃まで離着陸を繰り返す場合がありますが、自衛隊が行う連続離着陸訓練は、基地ごとに夜間飛行時間をそれぞれ定めており、少なくとも深夜における訓練は実施しません。また、約60機を基本とする米空母の艦載機は、全機が入れ替わりでFCLPを実施するのに対して、例えば、約20機を基本とする航空自衛隊の1個飛

行隊は、通常、全機が一度に連続離着陸訓練を行うことはありません。

このように、自衛隊の行う連続離着陸訓練と米軍のFCLPは、その規模も態様も大きく異なるものであり、1日当たりの自衛隊の訓練が地元及ぼす影響は、相対的に低いものと考えています。いずれにせよ、航空機騒音については、環境アセスメントにおける評価を踏まえ、影響を最小限にとどめられるよう、適切に措置してまいります。

○模擬艦艇発着艦訓練について

1. 「模擬艦艇発着艦訓練」とは、「いずも」型護衛艦クラスの甲板及び艦橋を模擬した施設において、F-35Bの短距離離陸・垂直着陸の訓練を行い、操縦士、整備員、航空管制要員等を航空機の運用に習熟させるための訓練です。
2. 馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○不整地着陸訓練について

1. 「不整地着陸訓練」とは、航空機が未舗装の滑走路に離着陸する訓練であり、現時点では、本訓練において、航空自衛隊のC-130輸送機の使用を想定しています。
2. 航空自衛隊岐阜基地で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】C-130輸送機の不整地着陸訓練の実績（近年の事例）

令和元年 岐阜基地不整地着陸場（3回）

令和2年 岐阜基地不整地着陸訓練場（8回）

○機動展開訓練について

1. 「機動展開訓練」とは、航空機、関連器材等を展開先となる場所に移動させる訓練です。
2. 各航空基地で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】機動展開訓練の実績（九州地方における近年の事例）

令和元年11月 航空総隊総合訓練 海上自衛隊鹿屋基地、奄美空港、徳之島空港

○エアクッション艇操縦訓練について

1. 「エアクッション艇操縦訓練」とは、陸上及びその沿岸部において、LCACと呼ばれるエアクッション艇の操縦訓練を行うものです。

2. 硫黄島周辺海域等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】LCACの操縦訓練の実績（離島における近年の事例）

令和元年11月 自衛隊統合演習（実動演習） 種子島

○離着水訓練及び救難訓練について

1. 海上自衛隊では、陸上での離着陸のみならず、海上においても離着水できる救難飛行艇US-2を保有しています。「離着水訓練及び救難訓練」とは、US-2の離着水を行う訓練と救難訓練を実施するものです。

2. 海上自衛隊岩国航空基地及びその周辺海域で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○水陸両用訓練について

1. 「水陸両用訓練」とは、離島防衛を想定し、ボートや水陸両用車等を用いて着上陸を行う訓練です。

2. 訓練場や自治体や漁協から許可を得た区域で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】水陸両用訓練の実績（離島における近年の事例）

令和元年 津多羅島（1回）

○救命生存訓練について

1. 「救命生存訓練」とは、航空機に緊急事態が発生し、機体が海上に不時着したり、搭乗員が落下傘で海上に降下した場合を想定し、搭乗員が救助されるまでの間生存する方法を訓練するものです。

2. 各海上自衛隊航空基地及びその周辺海域で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】救命生存訓練の実績（近年の事例）

令和元年7月～8月 岩国航空基地及びその周辺海域

○ヘリコプター等からの展開訓練について

1. 「ヘリコプター等からの展開訓練」とは、回転翼機等を用いて部隊を迅速に目的地へ展開する訓練です。

2. 演習場等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】ヘリコプターからの展開訓練の実績（九州地方における近年の事例）
令和元年12月 協同転地演習 与那国駐屯地等

○空挺降投下訓練について

1. 「空挺降投下訓練」とは、航空機から、落下傘を用いて、地上の目的場所へ人員の降下及び物品等の投下を行う訓練です。
訓練の際には、地上の目的場所へ安全に着地できるよう、隊員が地上から降下誘導を行います。
2. 演習場等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】空挺降投下訓練の実績（離島における近年の事例）
令和元年 種子島（1回）

○災害対処訓練について

1. 「災害対処訓練」とは、例えば、ヘリコプターによる人命救助や航空機による物資輸送など、災害対処能力の向上を図るための訓練です。
2. 離島等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【参考】防災訓練の実績（離島における近年の事例）

- ・令和元年度奄美市防災訓練（令和元年8月25日） 1日 奄美大島
- ・令和元年度離島統合防災訓練事前訓練（令和元年8月31日） 1日 下地島、石垣島
- ・令和元年度離島統合防災訓練（令和元年9月1日） 1日 下地島、石垣島
- ・鹿児島県離島防災訓練（令和元年10月15日） 1日 諏訪之瀬島、中之島
- ・令和元年度龍郷町防災訓練（令和元年11月16日） 1日 奄美大島
- ・令和元年度徳之島3町合同防災訓練（令和元年11月16日） 1日 徳之島
- ・長崎県原子力防災訓練（令和元年11月30日） 1日 壱岐、嫦娥島

○PAC-3機動展開訓練について

1. 「PAC-3機動展開訓練」とは、展開先となり得る場所において、PAC-3の迅速かつ円滑な展開ができるよう、器材及び人員の移動や器材展開の手順を確認する訓練であり、平成29年6月以降、各地において実施しているものです。
2. 駐屯地・基地や、自治体から許可を得た場所等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえ

て検討することとなります。

【参考】PAC-3機動展開訓練の実績（近年の事例）

令和2年6月 陸上自衛隊苗穂分屯地 第3高射群（航空自衛隊千歳基地）

令和2年9月 陸上自衛隊福岡駐屯地 第2高射群（航空自衛隊春日基地）

【質問6】

「①陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設」について、
(5) 種子島島内(空港跡・海岸・グラウンド等)と連携した訓練も
想定されるのか。

1. 馬毛島及び種子島を連携させて行う訓練について、現時点で具体的な計画はありません。
2. 一方、この地域で実施する訓練の目的や規模等に応じ、また、地理的特性等に照らして必要があれば、今後、そうした訓練を行う可能性もあるものと考えています。

【質問 7】

「①陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設」について、
(6) 訓練を実施する上で、滑走路以外に必要な施設とは何か。(何を造るのか。)

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）における訓練については、現在、各自衛隊において実施時期、期間、規模等を検討しており、必要となる施設についても併せて検討しているところですが、基地の維持管理に必要な諸施設に加えて、現時点においては、
 - ・ F-35B を使用した模擬艦艇発着艦訓練に用いる甲板及び艦橋を模擬した施設
 - ・ C-130 を使用した不整地着陸訓練に用いる転圧滑走路
 - ・ US-2、AAV、LCAC 等を揚陸するための揚陸施設などの整備を検討しています。

【質問 8】

「②整備補給等後方支援における活動を行い得る施設」について、
(1) 整備補給等後方支援における活動を行っている既存施設を列挙されたい。

1. 一般的に、自衛隊における整備補給等の後方支援は、平素から、部隊の任務に応じて、既存の自衛隊施設等を用いて遂行しています。したがって、御指摘の「整備補給等後方支援における活動を行っている既存施設」には、部隊が配備されている自衛隊施設が該当し得ることとなります。
2. 大規模災害といった緊急時においては、平素の活動とは異なる規模・態様で後方支援活動を行う拠点を設定することがあり、そのような事例としては、
 - ・東日本大震災（平成 23 年）における陸上自衛隊郡山駐屯地、岩手駐屯地及び航空自衛隊松島基地等の活用
 - ・熊本地震（平成 28 年）における陸上自衛隊高遊原分屯地（熊本空港）の活用
 - ・北海道胆振地震（平成 30 年）における航空自衛隊千歳基地の活用があります。
3. また、民間施設を後方支援拠点に設定することもあり、そのような事例としては、
 - ・令和元年台風 15 号に係る災害派遣において、陸上自衛隊中部方面隊の部隊が、千葉県館山市に所在する県立館山運動公園を拠点に活動
 - ・令和元年台風 19 号に係る災害派遣において、陸上自衛隊西部方面隊の部隊が、長野県長野市に所在する運動公園を拠点に活動
 - ・令和 2 年 7 月豪雨に係る災害派遣において、陸上自衛隊東部方面隊の部隊が、熊本県人吉市に所在する旧多良木高校を拠点に活動があります。

【質問 9、10 及び 11】

「②整備補給等後方支援における活動を行い得る施設」について、
(2) 後方支援活動の既存施設の現状は、緊急時には不十分なのか。

(3) 既存施設に比べ、馬毛島の優位性、必要性とは何か。

(4) 物資用倉庫に全国からの各種支援物資を集積する馬毛島の優位性とは何か。

1. 現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛省は、南西地域及び島嶼部の防衛体制の強化に取り組んでいます。
2. 防衛省のこれまでの取組の結果、与那国島、石垣島、宮古島、奄美大島等への部隊の配備が進行中です。
一方、これらの地域には、一定以上の規模の訓練施設及び補給施設を新たに整備できていません。
3. 具体的に現状を申し上げますと、九州南部から南西諸島にかけて、
 - ・平素から自衛隊が使用している飛行場は、新田原、鹿屋、那覇の 3 基地
 - ・大規模な自衛隊の港湾施設がなく、南西地域における自衛隊の港湾施設は、金武中城港（沖縄基地隊）となっています。
4. 自衛隊馬毛島基地（仮称）は、訓練施設、飛行場及び港湾施設が一体となったものです。この施設を一つ整備することは、複数の防衛施設を整備することに匹敵するとも言えます。
この施設の整備によって、緊急時に展開する部隊、艦艇及び航空機の補給等の後方支援が可能となり、一層の効率的・効果的運用が実現でき、南西地域を含む我が国の防衛及び大規模災害への対処のために極めて有用です。

【質問 1 2】

「②整備補給等後方支援における活動を行い得る施設」について、
(5) 港湾施設を利用する輸送艦、艦艇の種類と規模、岸壁の水
深は。

1. 自衛隊の具体的な運用については、今後確定することとなりますが、現時点において、補給艦、輸送艦等の使用及び通勤のための民間船舶による利用を想定しています。
2. なお、港湾施設の具体的な位置・規模等については、今後、海上ボーリング調査を実施した後、所要の検討を行い、決定します。

【参考】補給艦、輸送艦の仕様

- ・補給艦「ましゅう」型（おうみ）：

基準排水量13,500トン、長さ221メートル、幅27メートル、深さ18メートル、喫水8メートル

- ・輸送艦「おおすみ」型（しもきた、くにさき）：

基準排水量8,900トン、長さ178メートル、幅25.8メートル、深さ17メートル、喫水6メートル

【質問 1 3】

FCLPについて、

(1) 厚木でFCLPを実施したH24,H29の騒音、苦情の範囲と内容は。

1. 平成29年9月に米軍が厚木飛行場でFCLPを実施した際に当省に寄せられた航空機騒音の苦情については、当省が把握している限りにおいて約200件です。
2. 苦情の内容としては、航空機の騒音を訴えられるものになります。
3. 一方、平成24年については、当時の記録が既に保存期間を過ぎており、確認できません。

【質問 1 4】

FCLPについて、

(2) 厚木での自衛隊の訓練の騒音等に対する苦情と対応措置は。

1. 地元の皆様から海上自衛隊厚木航空基地に対し、年間数十件の苦情をいただいています。
2. なお、防衛省においては、飛行場等の周辺における航空機騒音を防止又は軽減するため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認める区域を第一種区域として指定しています。
3. 第一種区域のうち障害が特に著しいと認める区域を第二種区域、さらに、第二種区域のうち障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認める区域を第三種区域として指定し、各種周辺対策事業を実施しています。
4. 具体的には、第一種区域については、指定の際に現に所在している住宅に対する防音工事、第二種区域については、建物等の移転補償及び土地の買い入れ等、第三種区域については、買い入れた土地が緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう、必要な措置を採ることとしています。

【参考】住宅防音工事等の対象区域

- 住宅防音工事の対象区域 : 第1種区域
 - ・ L d e n (※1) 62以上の区域 (W E C P N L (※2) 75以上の区域)
- 移転の補償等の対象区域 : 第2種区域
 - ・ 第1種区域内で、L d e n 73以上の区域 (W E C P N L 90以上の区域)
- 緑地帯の整備等の対象区域 : 第3種区域
 - ・ 第2種区域内で、L d e n 76以上の区域 (W E C P N L 95以上の区域)

※1 L d e n (エルデン) (時間帯補正等価騒音レベル)

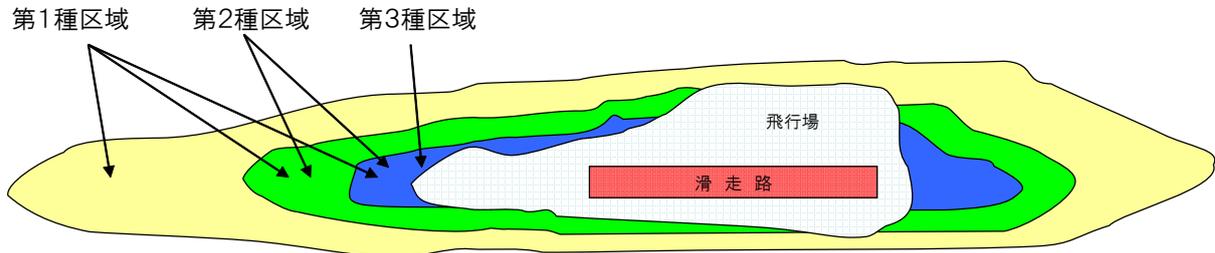
航空機騒音に係る環境基準の評価指標はW E C P N Lを採用していたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、新たな評価指標として採用したものであり、夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベルである。

※2 W E C P N L (ダブリューイーシーピーエヌエル) (加重等価継続感覚騒音レベル)

I C A O (国際民間航空機構) で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位であり、音響の強度、頻度、継続時間、発生時間帯 (夕方の回数、夜間の回数に重み付け) 等の諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量 (総暴露量) を1日の平均として総合的に評価するものである。

※3 対象区域は、騒音度調査の結果に基づき作成した騒音コンターをもとに、住宅の所在状況や、道路、河川等の周辺地域の状況などを考慮しつつ指定している。

なお、騒音コンターとは、同じW E C P N L値 (L d e n 値) を結んだ曲線で、天気図の気圧線 (等圧線) や地形図の標高線 (等高線) などのように同じ値の点を結んだ曲線である。



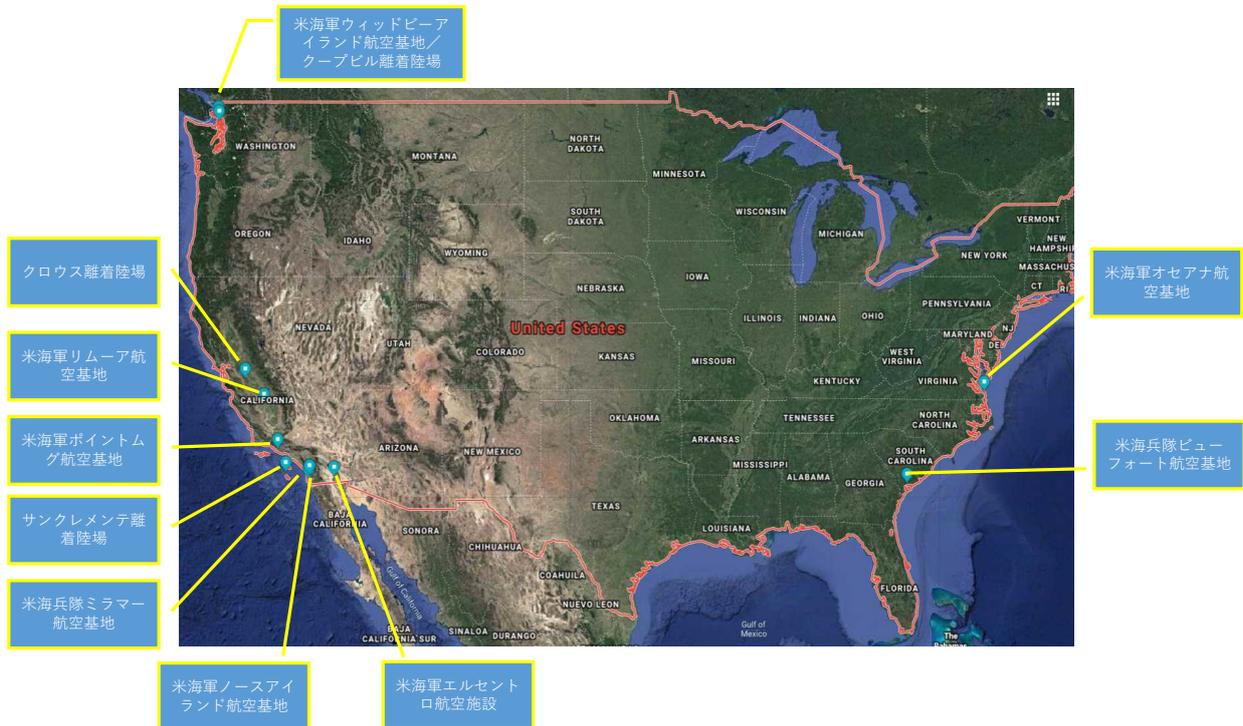
【質問 15】

FCLPについて、

(3) 米国内でのFCLP実施状況は。米国外で実施する理由は。米国内で実施できるのではないか。

1. 米軍は、11の空母打撃群を有しています。そのうち10の空母打撃群のFCLPについては、米国本土にある8つのFCLP施設において実施されており、1施設当たり1つ以上の空母打撃群による訓練が実施されている状況です。

【参考】 FCLPが実施されている米本国の米軍基地



(※) クロウス離着陸場とサンクレメンテ離着陸場は、それぞれ米海軍リムーア航空基地と米海兵隊ミラマー航空基地の一部であることから、FCLP施設としては計上していない。

2. 米国政府によれば、各FCLP施設は現在、安定的に運用されているとのことです。

3. また、残り1つの空母打撃群（ロナルド・レーガン）は、我が国に展開していることから、我が国の周辺地域において恒常的に活動を行うためには、日本国内でFCLPを実施する必要があります。仮に、FCLPのために米国本土に戻ることとなると、ロナルド・レーガンがこの地域で恒常的にプレゼンスを示すことができなくなり、また、日米同盟の抑止力・対処力を維持・強化することができません。

【質問 16 及び 17】

FCLPについて、

- (4) FCLP期間以外の自衛隊訓練の頻度、空域海域の範囲は。
- (5) 自衛隊機においても離発着訓練を行うのではないか。行うのであればその頻度は。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）における訓練については、現在、各自衛隊において実施時期・期間・規模・内容等を検討しているところです。
2. 馬毛島周辺での訓練実施にあたっては、空路・水路における安全確保のため、必要な手続を行います。
3. なお、自衛隊機による離発着訓練としては、主に連続離着陸訓練や模擬艦艇発着艦訓練を予定しています。
4. 連続離着陸訓練とは、航空機が連続して滑走路の離着陸を行う訓練のことであり、いわゆるタッチアンドゴーと呼ばれる動作を繰り返し行う訓練です。馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。
5. 模擬艦艇発着艦訓練とは、「いずも」型護衛艦クラスの甲板及び艦橋を模擬した施設において、F-35Bの短距離離陸・垂直着陸の訓練を行い、操縦士、整備員、航空管制要員等を航空機の運用に習熟させるための訓練です。馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

【質問 18】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

- (1) 現時点で航空機の常時配備を計画していないとのことだが、将来は、航空機配備もあり得るのか。また、仮に航空機を配備した場合、配備されない場合と比べ、騒音等の被害が生じやすくなるのか。

1. 現時点で航空機を常時配備することは考えていません。
2. なお、航空機を常時配備した場合の騒音については、配備する機体の種類や機数、運用により大きく状況が異なります。

【質問 19】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

(2) 自衛隊員の生活環境等について、

① 定期船は専用の船舶を配備する予定か。

1. 通勤のための定期船については、自衛隊が民間委託により運航することを想定していますが、具体的な委託先は、今後、検討してまいります。

【質問20】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

(2) 自衛隊員の生活環境等について、

② 調達制度とはどのような制度か。(可能であれば資料を供与していただきたい。)

1. 防衛省・自衛隊が行う調達は、会計法その他の会計法規に基づき、事業者と契約を締結して行います。国が行う契約は、公正性・透明性を確保する観点から、原則として一般競争方式により行っていますが、防衛省においては、地域コミュニティーとの連携の観点から、地元中小企業の方々が広く参加していただけるよう、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、毎年度、防衛省の中小企業者に関する契約の方針を付紙第2のとおり公表しています。このように、予算の適正な使用に留意しつつ、公共工事の発注、物品や役務の調達に関し、地元中小企業の積極的活用を図るための取組を一層推進することとしています。

【質問 2 1】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

(2) 自衛隊員の生活環境等について、

③ 宿舎の設置は検討中としているが、西之表市以外の設置があるのか。

1. 宿舎の場所については、今後、種子島内において幅広く調査する考えであり、西之表市以外とする可能性もあります。

【質問 2 2】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

(2) 自衛隊員の生活環境等について、

④ 配備自衛隊の主たる業務は何か、複数あれば要員規模順位は。

1. 馬毛島に配備する部隊は、飛行場機能の運用や、整備する施設の維持管理等が主たる業務となります。こうした業務を中心に行っている部隊は、例えば、海上自衛隊の硫黄島航空基地隊があります。
2. なお、一般的に、業務ごとの要員の規模など詳しい編成については、運用に関わる内容であることから、お答えすることは差し控えさせていただきます。

【質問23】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

(2) 自衛隊員の生活環境等について、

⑤ 150～200人のうち陸・海・空の割合はいかほどか。

1. 隊員の多くは飛行場機能の運用や、整備する施設の維持管理等を行う航空自衛隊の隊員とし、一部に港湾機能の運用や、整備する施設の維持管理等を行う海上自衛隊の隊員を配置することを検討しています。

【質問24】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

(2) 自衛隊員の生活環境等について、

⑥ 航空交通管制や気象予報、消火人命救助など、例示された各業務のうち常設は何れか。(硫黄島との比較)

1. 全て常設を予定しています。
2. なお、硫黄島においても、同様に、航空交通管制や気象予報、消火人命救助等の人員や装備を配備していますが、港湾管理については、硫黄島の火山活動による海底隆起の関係から港湾施設が整備されていないため、実施していません。

【質問25】

自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画について、

(2) 自衛隊員の生活環境等について、

⑦ 配備隊員の勤務は何年程度か、家族帯同の割合は。(硫黄島との比較)

1. 隊員の勤務期間は階級等によってまちまちであり、1年から2年で転勤となる者もいれば、より長く勤務する者もいます。
2. 家族の帯同については、個々人の状況により決まります。
3. なお、硫黄島は生活環境上の観点から、家族を帯同して勤務することはできないこととなっております。

【質問26】

馬毛島基地(仮称)配置案について、

- (1) 新設滑走路2本について、長さ2450メートル、1830メートルの報道がある。本市はそのような説明を未だ受けていないが、事実か。事実とすれば、わが国では、滑走路の長さについて、例えば1500メートル、2000メートル、2500メートルの表記が一般的と思うが、本件の長さ設定の意味は何か。米国内の飛行場で採用される8000フィート、6000フィートに相当すると見えるが、米軍の意向を反映してのことか。

1. 自衛隊馬毛島基地(仮称)の滑走路については、長さ2,450メートルの主滑走路と、長さ1,830メートルの横風用滑走路を配置することとしています。
2. 滑走路の長さは、自衛隊の所要と米軍の所要の双方を満たすよう設定しています。

【参考】 自衛隊の戦闘機が配備されている飛行場の滑走路の長さ

- ・千歳飛行場 3,000メートル、2,700メートル
- ・三沢飛行場 3,048メートル
- ・松島飛行場 2,700メートル、1,500メートル
- ・百里飛行場 2,700メートル2本
- ・小松飛行場 2,700メートル
- ・岐阜飛行場 2,700メートル
- ・築城飛行場 2,400メートル
- ・新田原飛行場 2,700メートル
- ・那覇空港 3,000メートル

【質問27】

馬毛島基地(仮称)配置案について、

(2) 遺跡、自然、生活関連跡、戦争遺構、漁場など本市が考える利活用に関して全く記載がないが、どのように考えているのか。

1. 椎ノ木遺跡及び葉山王籠遺跡は、基本的な施設配置案の外に所在しており、現時点では現状のまま保存することを予定しています。
2. 生活関連跡及び戦争遺構のうち、基本的な施設配置案の中に所在するものについては、原則、現在の場所から撤去することを予定しています。
3. 一方、自衛隊馬毛島基地(仮称)における飛行場及びその施設の設置が現在の馬毛島の自然環境に与える影響については、今後実施する環境アセスメントにおいて、適切に調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じていく考えです。
4. また、西之表市の考える利活用については、防衛省・自衛隊の業務に支障のない範囲で、協力を検討させていただきます。

【質問28】

馬毛島基地(仮称)配置案について、

(3) 岳之腰や学校跡地、民有地等の取り扱いをどうするか。

1. 岳之腰など、施設整備の範囲内に所在するものについては、原則、現在の場所から撤去することを予定しています。
2. また、防衛省としては、自衛隊馬毛島基地(仮称)の安定的な運用を確保する観点から、馬毛島小中学校跡地及び民有地を含め、馬毛島の全ての土地を取得したいと考えております。
3. いずれにせよ、今後ご相談させていただければと考えております。

【質問29】

馬毛島基地(仮称)配置案について、

(4) 施設整備によって、現状と比較して森林面積は何%減少するか。

1. 自衛隊馬毛島基地(仮称)における飛行場及びその施設の設置が馬毛島の自然環境に与える影響については、今後実施する予定の環境アセスメントにおいて調査・予測・評価を行うこととしています。

【質問30】

馬毛島基地(仮称)配置案について、

- (5) 国有地での開発行為の場合は、国自らがその行為を審査するのかもしれないが、審査手法は森林法での林地開発許可制度に準じて取り扱われるとした場合、所在市町村への意見聴取等はあるのか。

1. 森林における開発行為に当たっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう適正に行う必要があることから、その適正な利用を確保することを目的として、森林法により林地開発許可制度が設けられています。
2. 一方、国有林については、国の管理権限に基づき、そこで行われる開発行為の適正化等が図られることが前提となり、林地開発許可制度の対象から除かれているため、森林法に基づく審査手続は要さないものと承知しています。
3. いずれにせよ、馬毛島内の防衛省所管国有林における施設整備に当たっては、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うため、環境影響評価を実施するなど、関係法令等に基づき、適切に対応していく考えです。

【質問31】

馬毛島基地(仮称)配置案について、

- (6) 施設整備の際の地元業者の活用頻度は事業費の何割程度か。(ほとんど大手ゼネコンに発注されるとのことだが)

1. 防衛省が実施する建設工事の契約については、公正性・透明性を確保する観点から、原則として一般競争入札方式により行っているため、自衛隊馬毛島基地(仮称)の整備に係る具体的な地元企業の受注割合をお答えすることは困難ですが、防衛省としては、地元企業による受注機会を拡大するため、積極的に入札情報を提供する取組や、工事の分離・分割発注を推進する取組等を行っており、自衛隊馬毛島基地(仮称)の整備においてもこのような取組を行っていく考えです。

【質問32】

(1) 騒音、電波障害について、

① FCLP実施時（自衛隊訓練も含む。）の飛行機の待機予定区域を図示して欲しい。（種子島上空の飛行も想定しているのか。）

1. FCLPの実施に当たっては、待機予定区域は必要ないと認識しています。
2. 自衛隊による訓練については、その実施に際して、待機予定区域が必要か否かも含め、現在、各自衛隊において詳細を検討しているところです。
3. いずれにせよ、訓練の実施に際しては、可能な限り、種子島や屋久島の上空を飛行しない経路とし、地元への影響が少なくなるよう配慮する考えです。

【質問33】

(1) 騒音、電波障害について、

② FCLP実施時または自衛隊訓練時に旅客機やロケット、高速船・船舶等の運航に制限、影響が生じるか。

1. 旅客機の運航については、可能な限り制限や影響を与えないよう配慮する考えです。
2. 種子島におけるロケットの打ち上げについては、FCLPや自衛隊による訓練に係る飛行経路が影響することはないものと認識しています。
3. 高速船・船舶の運航については、FCLPを実施する場合に何らかの制限が必要とは考えていませんが、自衛隊が水面を利用した訓練等を行う場合には、可能な限り制限や影響を与えないよう配慮する考えです。

【質問34】

(1) 騒音、電波障害について、

③ 75WECPNL以上の緑線が西之表市街地、住吉地域に重なっている。隣接地域は75WECPNL未満の騒音ありとの理解でいいか。また、防衛省としては、75WECPNL以下は、「騒音と認定しない」という見解でよいか。

1. 「馬毛島における施設整備」に記載の緑線については、参考として、過去に空母艦載機の拠点であった厚木飛行場と現在の空母艦載機の拠点である岩国飛行場における航空機騒音コンターを、現在計画している馬毛島の滑走路の向きに当てはめたものです。
2. したがって、西之表市街地と住吉地域が75WECPNL以上になり、また、隣接地域が75WECPNL未満になるものと確定しているものではありません。
3. また、75WECPNL以上という基準は、防衛省が行っている住宅防音事業等の対象となる範囲であり、環境省の定めた「航空機騒音に係る環境基準」の趣旨を踏まえたものです。75WECPNL未満の地域においては、音が聞こえなくなるということではありません。
4. いずれにせよ、今後実施する環境アセスメントにおいて、航空機騒音予測コンターを作成し、米軍機によるFCLPのほか、想定される自衛隊機の運用に伴う航空機騒音についても予測・評価を行っていく考えであり、その結果を踏まえ、必要に応じて実際の騒音状況を把握し、適切な対策を行います。

【質問35】

(1) 騒音、電波障害について、

- ④ 騒音は平均値にすると数値が低くなるのは当然であると考え
るが、最大時の騒音はいかほどか。

1. 御指摘の「最大時の騒音」については、その時々機体の運用状況、天候状況、測定場所等によるものです。また、現時点においては、瞬間的な音の強さも含め、自衛隊馬毛島基地（仮称）の設置による航空機騒音を正確に見積もることができないため、お答えできません。
2. いずれにせよ、今後、実施を予定している環境アセスメントにおいて、航空機騒音予測コンターを作成し、米軍機によるFCLPのほか、想定される自衛隊機の運用に伴う航空機騒音についても予測・評価を行っていく考えであり、その結果を踏まえ、必要に応じて実際の騒音状況を把握し、適切な対策を行います。

【質問36】

(2) 港湾施設整備に係る漁業補償について、漁業権の消滅、制限の区域を示して欲しい。

1. 「馬毛島における施設整備」の「馬毛島基地（仮称）施設配置案」のうち、破線で囲われた海域の部分に港湾施設を整備することを想定していますが、港湾施設の具体的な位置や規模等については、今後実施する予定の海上ボーリング調査や検討を踏まえて決定することになります。したがって、少なくとも、その後、その他所要の検討を経て、漁業権の消滅又は制限を伴う区域をお示しすることができると思っています。

【質問37】

交付金について、貴省が現時点で想定している本市(周辺関係地区)への交付見込額(どういう影響等に対しどれだけ交付されるかの見込額)について、交付金の種別ごとに示して欲しい。

1. 西之表市は、FCLP施設を置く馬毛島が貴市に所在することから、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく再編交付金の交付の対象になると考えられますが、再編交付金については、同法の規定に照らし、同島における米軍再編の円滑かつ確実な実施に資すると認められる場合に交付することになります。
2. 再編交付金の交付に当たっては、西之表市においても、この米軍再編に御理解・御協力を頂けることが必要です。このような環境が整うこととなれば、再編関連特定市町村等の指定を経た後に、この時点の具体的内容等を踏まえながら、額の算定を行うこととなります。
3. したがって、再編交付金の額の見込みや額を示す時期については、今後の様々な状況の進展によることとなります。

【質問38及び39】

今後の流れについて、運用開始までの詳細なスケジュールを示して欲しい。

- ① これまで説明していた「詳細検討」はいつ着手するか。
- ② 「設計」発注はいつするのか。

1. まずは、住民説明会を丁寧に実施させていただくとともに、その中でいただいた御質問・御意見に真摯に対応してまいりたいと考えています。
2. その上で、本年3月に御説明させていただいたとおり、今後、施設整備に係る工事の実施に必要な図面の作成等を行う詳細検討の入札手続を開始する際には、改めて地元の皆様へ御説明させていただきます。

【質問40】

今後の流れについて、運用開始までの詳細なスケジュールを示して欲しい。

③ 建設はいつ決定するのか。

1. まずは、住民説明会を丁寧に実施させていただくとともに、その中でいただいた御質問・御意見に真摯に対応してまいりたいと考えています。
2. その上で、今後、実施を予定している環境アセスメントの評価結果を踏まえて、飛行場及びその施設の設置工事に着手したいと考えていますが、環境アセスメントの完了時期については、今後、方法書の縦覧、住民の方々や知事からの意見聴取等の手続を経ていく中で、プロセスの結果として決まっていきます。
なお、飛行場及びその施設の設置とは別に、島内敷地の維持管理を行うために必要となる外周道路の整備等については、環境アセスメントの時期にかかわらず着手する予定です。

【質問 4 1】

今後の流れについて、運用開始までの詳細なスケジュールを示して欲しい。

④ 環境アセス手続きとの関係は。

1. 「馬毛島における施設整備」でお示ししたとおり、今後、実施を予定している環境アセスメント手続を経て、その後、工事に着手することを考えています。
2. 環境アセスメントは、例えば、騒音対策や島内での環境保全措置など、これまで御質問いただいている事項に的確にお答えし、また、工事着手に向けたスケジュールを確定させていくためにも必要な手続となるため、早期に手続を開始したいと考えています。
3. なお、環境アセスメントは、方法書、準備書、評価書の順で手続を進めていくものです。最初に行う方法書の手続については、環境アセスメントの項目・方法を決定するものであり、施設整備に係る工事の実施に必要となる図面の作成等を行う詳細検討の結果を要するものではないことから、詳細検討と同時に進めていくことを考えています。
4. また、これまで実施してきた環境調査については、施設整備の検討に必要な一般的な調査であり、事前に馬毛島における陸域・海域の動植物の生息・生育状況等の概況を把握するものです。その成果は方法書の作成にも活用しています。
一方で、今後実施することとしている環境現況調査については、準備書の作成に当たり、予測・評価を行うために必要な地域の環境情報を収集するための調査であり、環境アセスメント手続の一部として実施するものです。方法書の手続においていただいた意見を適切に検討するためにも、環境現況調査については、方法書の送付と同時に開始したいと考えています。

【質問 4 2】

今後の流れについて、運用開始までの詳細なスケジュールを示して欲しい。

⑤ これらについて、地元や首長の同意なしに進めるつもりか。

1. 防衛省としては、引き続き、一つ一つの御説明を積み重ね、地元の皆様の様々な思いをしっかりと受け止めながら、丁寧に対応してまいります。

自衛隊施設

面積 土地：千平方メートル

建物：延千平方メートル（平成31.3.31現在）

用途	施設件数	面積				建物			
		行政財産	他省庁財産	民公有財産	合計	行政財産	他省庁財産	民公有財産	合計
総計	2,387	956,710	20,101	121,258	1,098,069	17,644	55	1,004	18,704
(1) 営舎施設	153	53,094	190	2,095	55,379	6,160	0	0	6,161
(2) 演習場施設	70	704,740	5,426	103,067	813,233	161	-	-	161
(3) 射撃場施設	76	24,277	6,822	2,835	33,933	108	-	-	108
(4) 訓練場施設	66	10,918	567	3,663	15,148	341	-	0	341
(5) 港湾施設	31	464	-	0	464	77	-	-	77
(6) 飛行場施設	46	66,720	6,774	7,387	80,881	3,519	2	-	3,521
(7) 着陸場施設	9	4,024	140	8	4,172	3	-	-	3
(8) 通信施設	191	13,877	147	1,508	15,532	479	-	0	479
(9) 教育研究施設	49	24,832	0	2	24,834	2,161	-	-	2,161
(10) 補給施設	74	47,213	3	567	47,783	1,564	-	-	1,564
(11) 医療施設	15	414	-	0	414	184	-	-	184
(12) 事務所施設	425	311	1	6	318	414	53	36	504
(13) 宿舎施設	1,052	5,438	19	45	5,502	2,374	-	967	3,341
(14) その他の施設	130	387	13	75	475	100	-	-	100

注1：単位未満を四捨五入したので計と符合しないことがある。

注2：「0」は単位未満を、「-」は該当数量のないことを示す。

演習場一覧

単位：千平方メートル（平成31.3.31現在）

区分	名称	所在地	土地面積				備考
			行政財産	他省庁財産	民公有財産	合計	
大演習場	矢臼別	北海道	168,134	-	15	168,149	有明、西岡、島松、島松着弾地、恵庭、千歳、東千歳の7地区
	北海道	〃	95,805	143	9	95,957	
	王城寺原	宮城	42,487	11	4,059	46,557	
	北富士	山梨	19,659	6	26,930	46,595	
	東富士	静岡	29,338	5,139	53,831	88,308	
	日出生台	大分	49,870	-	-	49,870	
	計6件		405,292	5,299	84,845	495,436	
中演習場	鬼志別	北海道	14,925	-	-	14,925	
	上富良野	〃	42,851	3	14	42,867	
	然別	〃	33,288	-	4	33,292	
	岩手山	岩手	22,891	-	0	22,891	
	白河布引山	福島	18,108	1	1,716	19,825	
	相馬原	群馬	6,312	-	2,725	9,036	
	関山	新潟	15,854	-	2,994	18,848	
	饗庭野	滋賀	22,555	-	2,234	24,788	
	青野ヶ原	兵庫	6,085	-	-	6,085	
	日本原	岡山	14,661	-	4,982	19,643	
	大野原	長崎、佐賀	5,992	-	83	6,075	
	大矢野原	熊本	16,328	12	-	16,340	
	十文字原	大分	6,328	-	79	6,407	
	霧島	宮崎、鹿児島	11,093	5	-	11,098	
計14件		237,272	22	14,830	252,123		
小演習場	50件		62,176	106	3,393	65,675	
合計	70件		704,740	5,426	103,067	813,233	

注1：単位未満を四捨五入したので計と符合しないことがある。

注2：「0」は単位未満を、「-」は該当数量のないことを示す。

飛行場及び主要着陸場一覧

(令和元. 12. 31現在)

区分	隊別	施設名	滑走路規模 長さ(m) × 幅(m)	備考
(1) 防衛大臣または防衛庁長官(当時)が設置告示した飛行場	陸	旭川 飛行場	800 × 50	公共用指定、米軍と共同使用 (2-4-b) 米軍と共同使用 (2-4-b) ヘリポート
		十勝 "	1,500 × 45	
		札幌 "	1,500 × 45	
		霞目 "	708 × 30	
		宇都宮 "	1,700 × 45	
		相馬原 "	500 × 30	
		霞ヶ浦 "	550 × 15	
		立川 "	900 × 45	
		明野 "	500 × 30	
		目達原 "	660 × 30	
	海	大湊 飛行場	600 × 45	米軍と共同使用 (2-4-b) ヘリポート
		八戸 "	2,250 × 45	
		館山 "	300 × 45	
			270 × 270	
		下総 "	2,250 × 45	
		厚木 "	2,438 × 45	
		硫黄島 "	2,650 × 60	
		舞鶴 "	400 × 45	
		徳島 "	2,500 × 45	
		小松島 "	250 × 45	
		小月 "	1,200 × 60	
			900 × 45	
		大村 "	1,200 × 30	
	鹿屋 "	2,250 × 45		
		1,200 × 40		
	空	千歳 飛行場	3,000 × 60	公共用指定、米軍と共同使用 (2-4-b) 公共用指定、米軍と共同使用 (2-4-b)
			2,700 × 45	
		松島 "	2,700 × 45	
			1,500 × 45	
		百里 "	2,700 × 45	
			2,700 × 45	
		入間 "	2,000 × 45	
		静浜 "	1,500 × 45	
浜松 "		2,550 × 60		
小松 "		2,700 × 45		
岐阜 "		2,700 × 45		
美保 "		2,500 × 45		
防府 "		1,480 × 45		
	1,180 × 45			
芦屋 "	1,640 × 45			
築城 "	2,400 × 45			
新田原 "	2,700 × 45			
(2) 自衛隊が共用する民間空港	陸	山形 空港	2,000 × 45	陸・海自と共用
		八尾 "	1,490 × 45	
			1,200 × 30	
	熊本 "	3,000 × 45		
	空	秋田 空港	2,500 × 60	
		新潟 "	1,314 × 45	
			2,500 × 45	
		名古屋 飛行場	2,740 × 45	
福岡 空港		2,800 × 60		
那覇 "	3,000 × 45			
(3) 自衛隊の飛行部隊が共同使用する米軍飛行場	陸	木更津 飛行場	1,830 × 45	公共用指定
	海	岩国 飛行場	2,440 × 60	
	空	三沢 飛行場	3,048 × 46	

(付紙第2)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条第1項の規定により、令和元年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針を定めたので、同条第3項の規定により、別添のとおり公表します。

令和元年11月15日
防衛大臣 河野 太郎

令和元年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針

防衛省は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和元年9月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和元年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当省は、令和元年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が55.8%、金額が約5,971億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約のうち、新規中小企業者の契約比率については、基本方針において、「前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均1.32%を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとする。」とされているところ、当省においても、前年度までの実績を上回るよう努め、当省の平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均1.67%の概ね倍増の3%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当省は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 物件の発注に当たっては、引き続き、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不

当に取引を制限しない。

- (2) 防衛省・自衛隊の隊員食堂等において、可能な限り被災地域の食材を使用することに努めるとともに、当該地域の食材を使用した場合は、その旨を掲示等により利用者に周知する等、偏見や不安感の払拭に努める。
- (3) 被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たり、当該地域に所在する部隊等においては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要の状況（例えば季節要因）等を考慮することとする。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号の被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、前項第3号と同様の措置を講ずるものとする。

3 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

- (1) 一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により中小企業・小規模事業者に提供するほか、近傍の機関・部隊等、地元自治体、商工会議所等への発注情報の掲示を行うことにより、地元中小事業者の参入機会の拡大に努める。

また、可能なものについては、仕様書・内訳書等の発注内容の分かる情報も合わせて掲載等を行うこととする。

- (2) 計画的な調達を行う物件等について、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、調達に先立ってホームページへの掲載等を行うこととする。
- (3) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して十分な説明に努める。

5 官公需に関する相談体制の整備

官公需に関する相談体制として、工事に係るものについては防衛省整備計画局施設計画課に、工事以外に係るものについては防衛装備庁調達管理部調達企画課に、それぞれ総合的な「官公需相談窓口」を、また、契約担当官等を置いている機関・部隊等ごとに「官公需相談窓口」を設けており、引き続き、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号の被災地域の中小企業・小規模事業者その他の中小企業・小規模事業者からの官公需情報、競争参加資格登録、入札に関する手続等の官公需相談に適切に応じるとともに必要な指導を行う。

6 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。また、同方式の活用にあたっては、品質を確保しつつ中小企業・小規模事業者が受注しやすい審査項目の設定方法についての検討を行う。

7 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行う。

なお、商品等を種類ごとに分離することや役務の履行対象エリアを分割するなどの分離・分割発注を行う際には、中小企業庁が取りまとめた

いる事例（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/bunso/121207H19bunri.pdf>）を参考として活用し、その実施を検討・追求する。

特に工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されていることに鑑み、こうした要請をも前提とした分離・分割発注を行うよう努める。

8 適正な納期・工期・納入条件等の設定

(1) 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記5に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

(2) 「地域発注者協議会」等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るよう努める。

(3) 発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図るための方策を活用し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

9 一括調達又は共同調達における事例の活用

一括調達又は共同調達を実施する際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁が取りまとめ分析した事例（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2012/0224It>

aku.htm) を参考として活用し、その実施を検討・追求する。

10 一括調達又は共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達又は共同調達を実施する際の競争参加資格の設定に際しては、関連規則に基づき、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努める。

11 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 工事においては、契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度や地域貢献度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努める。
- (2) 各機関・部隊等において、災害時等の燃料供給又は燃料輸送に係る協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合又はトラック組合を対象として、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定に参加している石油販売業者又は輸送業者と随意契約を行うなど、中小石油販売業者又は中小輸送業者の受注機会の増大に努める。

12 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

- (1) 各機関・部隊等において調達される物件等について、少額の随意契約による場合には、契約実績のある相手方だけでなく、各機関・部隊等の所在する市町村の中小企業・小規模事業者を可能な限り見積先も含めることとする。
- (2) 前号の実施のため、地域の中小企業・小規模事業者等の新規開拓に努めることとし、例えば地元事業者に対して、官公庁契約への参入の方法、具体的な契約手続・調達方針等について説明する場を設け、参入意欲のある事業者について競争参加資格の取得を促す、あるいは現在試行中のオープンカウンター方式^{*1}を活用し、当該方式により新たに参入した地元事業者を活用する等の取組を行うこととする。
- (3) 当省では、W T O 基準額未滿かつ特段の事情が認められない工事の契約に際して付す契約保証^{*2}について、保証金の額を引き下げる等の取組を行っており、引き続き、契約保証に係る制度の適切な運用及び

中小企業・小規模事業者等への周知に努める。

※1 オープンカウンター方式

発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容等を公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式。

※2 契約保証

契約の相手方の契約上の義務の完全な履行を確保し、万一、その者が契約上の義務を履行しない場合、その損害の賠償を容易にすることを目的とする保証。

13 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止、消費税の円滑かつ適正な転嫁の推進

(1) 役務及び工事等の発注に当たっては、需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定を反映した額）等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要の状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努める。

(2) 入札説明の際には、適切なコストを積み上げた価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、物件等の請負契約に当たっては、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。その際、特に人件費比率が高く、かつ、人件費単価が低い業務（清掃等）に関しては、人件費が明記された入札価格の内訳書を徴収し、最低賃金額を下回る人件費でないことの確認を行うものとする。

(3) 令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

14 知的財産権の取り扱いの明記

物件等の発注に当たり、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて、書面により明確にするよう努める。

また、契約に当たっては、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意したものとなるよう努める。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

当省は、新規中小企業者及び官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 一般競争入札においては、引き続き過去の実績を求めない又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮する。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」（新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト）の情報等の活用、前述の新規開拓した事業者等の活用等、小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努める。

(2) 競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合等であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努める。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（いわゆる「トライアル発注制度」）に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の契約であって随意契約による場合は、相見積りをとるなど受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 第2第5項による「官公需相談窓口」において、新規中小企業者からの相談に対しても適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合との契約は、会計法（昭和22年法律第35号）第2

9条の3第5項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号により随意契約によることができることを考慮し、組合との契約が可能な案件については、当該組合に対する受注機会の拡大に努める。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当省の全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制として、現行の総合取得改革推進委員会及び同委員会に置かれた調達管理部会を活用することとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

付 則

官公需法第5条第3項の規定により、本方針は速やかに公表する。